

はじめに

京都府では文部科学省の「特別支援教育推進体制モデル事業」(平成15・16年度)に続き、今年度は「特別支援教育体制推進事業」の委嘱を受け、府内全域を指定地域にするとともに、巡回相談の支援対象に幼稚園と高等学校を加えるなど事業内容を拡充しました。さらに、「養護学校・地域等連携推進事業」の実施校を府立養護学校4校から7校に拡大し、地域支援に取り組んでいます。この2つの事業を教育局と養護学校の連携のもと連動させ、地域単位での巡回相談を実施するなど通常の学級に学ぶLD、ADHD、高機能自閉症等を含め障害のある児童生徒に対する適切な指導と必要な支援を積極的に進めるためのシステム作りを府内全域で進めています。

今年度、府内の各小・中学校では、校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名をほぼ100%達成しました。今後は、各学校でこのシステムを機能させ、特別な支援を必要とする児童生徒やその担任等をいかに効果的に支援していくかが課題です。

府総合教育センターで実施する講座や府特別支援教育研究協議会での研修会においては、各学校でのコーディネーターの実践などが交流され、充実に向けた取組が進められています。また、幼稚園、高等学校についても担任・養護教諭・保護者・本人等からの相談依頼が増えてきており、先行する小・中学校の取組をモデルに、校(園)内研修や体制整備が望まれるところです。

平成17年4月には「発達障害者支援法」が施行され、保健所での就学前の相談事業など保健福祉部局での取組も始まっています。関係機関が連携して発達障害のある児童生徒等一人一人のニーズに応じた具体的な支援を進めるため、文部科学省と厚生労働省が連携、協働して都道府県や地域単位での連携協議会等支援体制を整備する動きとなっています。

平成17年12月の中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(答申)を受け、平成19年4月1日の施行を目指し「学校教育法等の一部を改正する法律案」が第164回国会に提出されました。この法律案では盲・聾・養護学校は「特別支援学校」となり、現在の盲・聾・養護学校の対象となる児童生徒等の教育を行うほか、地域の特別支援教育のセンター的機能が明確に位置づけられます。また、小・中学校等においては、LD、ADHD等を含む障害のある児童生徒に適切な教育を行う旨が明記されることとなっております。

法律改正に先立ち文部科学省令の改正により、平成18年4月からLD、ADHDの児童も通級指導教室の対象となります。京都府では新たに府内の中学校(10校)にLD、ADHD等の生徒への支援のための通級指導教室を設置することにしました。

さらに、コーディネーターを中心とする校内委員会を機能させ、学校体制による支援をより一層進めるために、平成18年度、新たに「特別支援教育充実事業」として、京都府・京都市に各50名の非常勤講師を配置する予定です。全ての学校で従来からの校内体制及び新たな人材を有効に活用し、京都府の特別支援教育を進めていただきたく、とりわけ配置校においては、体制整備に向けて是非とも先進的な実践を期待しているところであります。

刻々と大きな動きのある特別支援教育ではありますが、この冊子によって現在の京都府の取組状況をご確認いただき、各地域において特別支援教育を更に推進していく上での一助にいただければと願っております。

平成18年3月

京都府教育庁指導部特別支援教育課
課長 永野 憲 男